

# 秋田県介護等体験実施要綱

秋田県教育委員会

## 1 目的

この要綱は「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）第2条第1項の規定に基づく障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（以下「介護等体験」という。）を秋田県内において行うための手続き等について必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象者

秋田県内において介護等体験を行うことができる者は、介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第5条第1項の規定により小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者で、次の要件を備えた者とする。

- ①秋田県内の大学（短期大学を含む。以下「大学」という。）に在学する者。
- ②他県の大学に在学する者で秋田県出身の者。

## 3 実施施設等

介護等体験の実施施設等は、特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設とする。

## 4 期間

介護等体験の期間は、特別支援学校においては連続する2日間、社会福祉施設その他の施設においては連続する5日間の計7日間とする。

## 5 実施手続等

実施手続は、介護等体験実施手順による。

介護等体験希望学生一覧表は、特別支援学校分は秋田県教育委員会に、社会福祉施設その他の施設分は秋田県社会福祉協議会に提出する。

秋田県教育委員会及び秋田県社会福祉協議会は受け入れの調整を行う。

## 6 事前指導

大学の長は、介護等体験を希望する学生に対して、必要な事前指導を行うものとする。

## 7 学生の責務

介護等体験を行う者は、大学及び実施施設等の指導に誠実に従わなければならない。従わない場合は、介護等体験を中止させる場合もある。

介護等体験により知り得た幼児児童生徒・入所者等に関する情報を漏らしてはならない。

## 8 証明書の発行

実施施設等の長は、介護等体験を終了した者に対し、別紙様式による証明書を発行する。原則として再発行はしない。

## 9 経費の負担

介護等体験を行う者は、社会福祉施設その他の施設の経費として、1人1日2,000円を負担する。

10 健康診断

介護等体験を行う者は、介護等体験にあたり健康診断を受診し、その結果を示す書類を実施施設等に提示するものとする。

11 保険の加入

介護等体験を行う者は、介護等体験に係る事故等に対応した保険に加入し、その事実を証する書類を実施施設等に提示するものとする。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、介護等体験の実施に関し必要な事項は別に定める。

〔附則〕

この要綱は、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成18年法律第80号）」「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（文部科学省令第36号）並びに「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則に掲げる施設に準する施設を指定する件の一部を改正する件」（文部科学省告示第136号）の施行に伴い、平成19年4月1日より一部改正する。